

川崎市地域猫活動支援要綱

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市猫の適正飼養ガイドラインに沿って、ボランティア、地域住民と川崎市が協働して特定の飼い主のいない猫を適正に管理するために必要な事項を定めることにより、地域の生活環境の向上を図り、暮らしやすい地域づくりを目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）地域猫活動 ボランティアや地域住民によって、特定の飼い主のいない猫を適正に管理し、地域住民の理解のもと地域の生活環境の向上を目指す活動をいう。
- （2）地域猫 前号の活動によって管理されている猫のことをいう。
- （3）野良猫 地域猫以外で特定の飼い主のいない猫のことをいう。
- （4）活動地域 第1号に定める活動を行う地域のことをいう。

（方針）

第3条 地域猫活動（以下「活動」という。）は、次の各号に掲げる方針に従って行うものとする。

- （1）活動地域にいる野良猫に対し、不妊及び去勢手術をするとともに、地域猫として適正に管理していくこと。
- （2）野良猫に起因する活動地域内のトラブルを減少させていくこと。
- （3）地域住民の理解のもと活動するものであること。

（川崎市地域猫活動サポーター）

第4条 川崎市地域猫活動サポーター登録要綱第5条第2項に基づき登録を受けたボランティア等を、川崎市地域猫活動サポーター（以下「サポーター」という。）とする。

（協働の役割）

第5条 第3条の方針に従い、健康福祉局保健医療政策部生活衛生課が行う支援は次のとおりとする。

- （1）活動支援に係る事業設計に関すること。
- （2）サポーター登録制度に関すること。
- （3）川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助要綱に基づく地域猫の不妊及び去勢手術等の補助の交付決定に関すること。
- （4）活動の周知に関すること。
- （5）活動に関する報告会等に関すること。

(6) サポーター登録の事前説明会の実施に関すること。

2 第3条の方針に従い、各区役所衛生課（以下「区衛生課」という。）が行う支援は次のとおりとする。

(1) サポーター登録事務に関すること。

(2) 自治会等の地域団体との調整に関すること。

(3) 川崎市猫の不妊及び去勢手術等補助要綱に基づく地域猫の不妊及び去勢手術等の補助の申請に関すること。

(4) 区内における活動の周知に関すること。

(5) 活動に関するサポーターへの助言に関すること。

(6) 活動地域内の野良猫及び地域猫に係る苦情相談のサポーターによる対応への支援に関すること。

(7) サポーターへの捕獲用ケージの貸与に関すること。

3 第3条の方針に従い、健康福祉局保健医療政策部動物愛護センターが行う支援は次のとおりとする。

(1) サポーターが管理する地域猫の不妊及び去勢手術の実施に関すること。

(2) 活動に関するサポーターへの助言に関すること。

4 第3条の方針に従い、サポーターが行う活動は次のとおりとする。

(1) 地域猫の適正管理に関すること。

(2) 地域猫の不妊及び去勢手術に関すること並びに手術を施す際の捕獲、運搬等に関すること。

(3) 活動についての地域住民への周知に関すること。

(4) 区衛生課との連携による活動地域内の野良猫及び地域猫に係る苦情相談への対応に関すること。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年川健生第119号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年川健生衛第1014号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 （令和 7 年川健生衛第 3 7 3 0 号）
この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。